

第46期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年3月25日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル
（旧 ホテル グランパシフィック LE DAIBA）

議案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

目次

■ 株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	35
■ 計算書類	38
■ 監査報告	41

一昨年より、株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード6425
2019年3月8日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目7番26号
有明フロンティアビルA棟
株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表取締役社長 富士本 淳

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月22日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年3月25日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場 地下1階 パレロワイヤル
3. 目的事項
報告事項
 1. 第46期（2018年1月1日から2018年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（2018年1月1日から2018年12月31日まで） 計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.universal-777.com>) に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.universal-777.com>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主に対する利益還元を最重要経営課題の一つとして取り組んでおり、その実現のため、高収益な企業体質の構築と継続的な株主資本利益率の向上に努めるとともに、業績に応じた安定的な配当を維持することを基本方針としております。

また、内部留保につきましては、健全な財務体質を確保し経営基盤を強化するとともに、有望な事業案件に対しては、必要な資金を機動的に投資するために、適正な水準を維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び上記方針を勘案しつつ、以下のとおり、1株につき50円とさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円
(この場合の配当総額は3,950,414,200円)
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年3月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1)取締役の任期において終期の差が生じないようにするため、取締役の任期の調整に関する規定（変更案第21条第2項）を新設するものであります。
- (2)今後の当社の経営状況等に応じて、柔軟かつ適切に株主様に対する利益還元を実施できるようにするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当（中間配当）ができるよう、現行定款第42条を変更し、中間配当に関する規定（変更案第43条）を新設するものであります。
- (3)その他、一部体裁の統一のために所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の効力発生時期

本定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力が生じるものといたします。

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第20条 （条文省略） （取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設）</p> <p>第22条 （条文省略） （取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序に従い</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第1条～第20条 （現行どおり） （取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>②任期の満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>第22条 （現行どおり） （取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条～第41条 (条文省略) <u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第42条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>②当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>③当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (新設)</p> <p>第43条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第41条 (現行どおり) <u>(期末配当)</u></p> <p>第42条 当社は、<u>株主総会の決議によって</u>、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第43条 当社は、<u>取締役会の決議によって</u>、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる。</u></p> <p>第44条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ふじもと じゅん 富士本 淳 (1958年3月29日生)	1985年10月 (株)セタ設立 代表取締役社長 2001年6月 当社 常務取締役 2004年6月 当社 取締役副社長兼開発本部長 2006年6月 当社 代表取締役社長兼開発本部長 2009年6月 当社 代表執行役 2010年6月 当社 代表取締役副会長 2011年6月 当社 代表取締役社長 2017年6月 当社 代表取締役社長兼CEO兼CIO（現任） [当社における地位及び担当] 国内事業統括 兼 CEO 兼 CIO [重要な兼職の状況] 日本将棋ネットワーク(株) 取締役	658,000株

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>とく だ はじめ 徳 田 一 (1958年8月3日生)</p>	<p>1981年4月 (株)住友銀行 入行 2007年1月 当社 執行役員経営企画室長 2007年6月 当社 取締役 2008年6月 当社 代表執行役社長 2010年6月 当社 取締役社長 2011年6月 当社 相談役 2012年6月 当社 取締役 2014年1月 (株)有明電算センター 代表取締役社長 2014年6月 当社 取締役 2014年12月 (株)有明電算センター 取締役(現任) 2017年5月 当社 取締役 管理本部長代行 2017年6月 当社 取締役兼COO(現任) 2018年5月 TIGER RESORT,LEISURE AND ENTERTAINMENT,INC. 取締役(現任)</p> <p>[当社における地位及び担当] 経営企画担当、海外事業管理担当 兼 COO</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)有明電算センター 取締役 TIGER RESORT,LEISURE AND ENTERTAINMENT,INC. 取締役</p>	137,000株
3	<p>おか だ たか こ 岡 田 幸 子 (1973年9月11日生)</p>	<p>2000年5月 スプリングコート(株)(現岡田ホールディングス(合)) 代表取締役 2015年6月 当社 取締役(現任) 2017年6月 Tiger Resort Asia Limited 取締役(現任) 2018年5月 TIGER RESORT,LEISURE AND ENTERTAINMENT,INC. 取締役(現任)</p> <p>[当社における地位及び担当] 岡田美術館担当、海外事業管理担当(補佐)</p> <p>[重要な兼職の状況] TIGER RESORT,LEISURE AND ENTERTAINMENT,INC. 取締役 Tiger Resort Asia Limited 取締役</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	あさのけんし 麻野憲志 (1963年8月18日生)	1990年10月 会計士補 登録 1990年10月 青山監査法人/PriceWaterhouse (現PwCあらた有限責任監査法人/ PricewaterhouseCoopers) 入所 1997年3月 公認会計士 登録 2004年6月 (株)サイバー・コミュニケーションズ 執行役最高財務責任者 2007年8月 日本SGI(株) CFO執行役員管理本部長 2009年3月 (株)GABA 取締役最高財務責任者 2010年7月 当社 執行役員管理本部長 2011年6月 当社 取締役管理本部長 2015年7月 麻野公認会計士事務所 所長 2017年6月 当社取締役兼CFO(現任) 2017年6月 Tiger Resort Asia Limited 取締役(現任) 2017年9月 Brontia Limited 取締役(現任) 2017年10月 株式会社ミズホ 監査役 2017年10月 KO Dining Group Limited 取締役(現任) 2018年6月 Pananio Limited 取締役(現任) 2018年9月 TIGER RESORT,LEISURE AND ENTERTAINMENT,INC. 取締役(現任) [当社における地位及び担当] 管理本部担当 兼 CFO [重要な兼職の状況] TIGER RESORT,LEISURE AND ENTERTAINMENT,INC. 取締役 Tiger Resort Asia Limited 取締役 KO Dining Group Limited 取締役 Brontia Limited 取締役 Pananio Limited 取締役	50,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	かみ がつき せい すい 神 垣 清 水 (1945年7月1日生)	1973年4月 東京地方検察庁 検事 2000年10月 那覇地方検察庁 検事正 2003年9月 最高検察庁 総務部長 2004年12月 千葉地方検察庁 検事正 2005年8月 横浜地方検察庁 検事正 2007年7月 公正取引委員会 委員 2012年7月 日比谷総合法律事務所 弁護士(現任) 2013年6月 三菱食品(株) 社外監査役(現任) 2013年6月 アルフレッサホールディングス(株) 社外監査役(現任) 2014年6月 公益財団法人ベルマーク教育助成財団 理事(現任) 2015年4月 摂南大学法学部客員教授(現任) 2015年5月 (株)4℃ホールディングス 社外取締役監査等委員(現任) 2015年6月 当社 社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 日比谷総合法律事務所 弁護士	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	おお なたに よし お 大 谷 禎 男 (1945年7月7日生)	1973年4月 大阪地方裁判所 判事補 1977年7月 広島地方裁判所 判事補 1980年8月 最高裁判所事務総局 人事局付 1982年8月 東京地方裁判所 判事補 1983年4月 那覇地方裁判所・家庭裁判所 石垣支部長兼平良支部長 1984年4月 東京地方裁判所 判事 1985年1月 法務省 民事局付 1986年10月 法務省 民事局参事官 1992年4月 東京高等裁判所 判事 1994年4月 名古屋地方裁判所 部統括判事 1998年4月 東京地方裁判所 部統括判事 1998年12月 金融再生委員会 事務局次長 2001年1月 東京地方裁判所 部統括判事(民事第8部) 2005年3月 大津地方裁判所・家庭裁判所所長 2006年12月 東京高等裁判所 部統括判事(第7民事部) 2010年10月 弁護士登録 2010年10月 桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士(現任) 2011年4月 駿河台大学法科大学院 教授 2011年9月 原子力損害賠償紛争解決センター 統括委員長 2012年4月 駿河台大学法科大学院 法務研究科長 2015年6月 当社 社外取締役(現任) 2016年1月 原子力損害賠償紛争解決センター 顧問(現任) [重要な兼職の状況] 桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	みや なが まさ よし 宮 永 雅 好 (1958年6月3日生)	1981年4月 (株)日本債券信用銀行 (現(株)あおぞら銀行) 入行 1990年2月 (株)日債銀投資顧問 出向 1991年10月 Nippon Credit Gartmore Ltd. (UK) 出向 1995年4月 シュローダー・インベストメント・マネジ メント・ジャパン(株) (現シュローダー・インベ ストメント・マネジメント(株)) 運用部部长 2000年4月 同社 取締役 2001年1月 プルデンシャル・アセット・マネジメント・ ジャパン(株) (現PGIMジャパン(株)) 株式担当 チーフ・インベストメント・オフィサー (CIO) 2003年11月 アイ・アール・ビー(株) (現(株)ファルコン・コ ンサルティング) 共同代表パートナー 2011年11月 同社 代表取締役 2017年4月 東京理科大学大学院イノベーション研究科 (現経営学研究科) 教授 (現任) 2017年6月 当社 社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 東京理科大学大学院経営学研究科 教授	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者神垣清水氏、大谷禎男氏及び宮永雅好氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 神垣清水氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけたものと判断いたしました。

- (2) 大谷禎男氏は、司法分野における豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
- (3) 宮永雅好氏は、経営コンサルタント及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
- (4) 神垣清水氏及び大谷禎男氏の当社社外取締役就任時期は、2015年6月であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、ともに3年9ヶ月となり、宮永雅好氏の当社社外取締役就任時期は、2017年6月であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、1年9ヶ月となります。
- (5) 当社は、現在、社外取締役の神垣清水氏、大谷禎男氏及び宮永雅好氏と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。ただし、責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しております。神垣清水氏、大谷禎男氏及び宮永雅好氏の再任が承認された場合、当社は各氏との責任限定契約を継続する予定です。
- (6) 当社は、神垣清水氏、大谷禎男氏及び宮永雅好氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。
- (7) 当社においては、2017年8月29日付けの特別調査委員会の調査報告書により、2013年から2015年にかけて、当社元取締役が主導して①当社子会社から第三者に対する約20億円の貸付、②当社子会社による1,600万香港ドルの小切手の振出、及び③当社子会社による担保提供が不正に行われていた事実（以下「本件事実」といいます。）が判明しました。本件事実は、2017年5月23日開催の臨時取締役会において、常勤監査役市倉信義氏から、監査役会の承認を得た会社法第382条に基づく報告として、当社元取締役による不正な行為が行われたおそれがある旨の報告がなされたことを端緒として特別調査委員会の設置に至り、その後、同委員会による調査の結果、詳細が判明したものであります。神垣清水氏、大谷禎男氏及び宮永雅好氏は、特別調査委員会による調査結果の報告の時点まで本件事実を認識しておりませんでした。各氏は各々、日頃から取締役会において内部統制強化の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。また、本件事実の判明後は、再発防止と内部統制機能の強化のために積極的に提言や意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
- (8) 過去5年間において他の会社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止及び発生後の対応については、該当事項はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査役1名の増員をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
しば ほん ち ひろ 柴 原 千 尋 (1974年5月8日生)	1998年10月 株式会社リクルートプラシス 入社 2004年3月 ITCネットワーク株式会社 入社 2005年2月 株式会社シンカ 入社 2007年10月 株式会社CCCキャスティング(現:カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社) 入社 2013年10月 アビームコンサルティング株式会社 入社 2016年10月 当社入社 内部監査室担当課長 2017年3月 当社 内部監査室副室長 2017年7月 当社 内部監査室長(現任) [重要な兼職の状況] 重要な兼職はありません。	—

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、柴原千尋氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。ただし、責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、個人消費の持ち直しなど緩やかな回復傾向が見られました。また、当社が統合型リゾート(IR)事業を手掛けるフィリピンにおいても、現政権による政治・経済面での安定した運営により、高い経済成長が続いております。

長期的に緩やかな縮小傾向にあるパチスロ・パチンコ産業においては、パチスロ・パチンコ機の改正規則の施行により、当社及び業界全体の開発体制や製品供給にも影響が出てきております。

また、フィリピンにおけるカジノリゾートビジネスは、ドゥテルテ政権による保護・推進政策のもと、カジノ税優遇などの規制環境の恩恵を享受しつつ、高い成長をみせており、当社の事業規模、売上も拡大基調にあります。

なお当連結会計年度より、わかりやすさを目的として、事業の名称を、パチスロ・パチンコ事業から遊技機事業⁽¹⁾に、カジノリゾート事業を統合型リゾート(IR)事業⁽²⁾に、それぞれ変更しております。

(1) 遊技機事業：パチスロ・パチンコ及び周辺機器等の研究、開発、製造及び販売事業

(2) 統合型リゾート(IR)事業：カジノ、ホテル、飲食、リテイル&リーシング、エンターテインメント及び不動産開発等の事業

当連結会計年度における売上高は93,267百万円、営業損失は17,972百万円、経常利益は67,232百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は161,168百万円となりました。

事業セグメント別の業績は以下のとおりです。

【遊技機事業】

当連結会計年度における遊技機事業の売上高は42,368百万円、営業損失は1,705百万円となりました。

遊技機業界においては2018年2月1日から施行された「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則」の影響により、遊技機市場は低調に推移しております。しかしながら改正規則に対応した遊技機の市場投入も始まり今後の集客及び活性化に向けて注目を集めております。

当社においても今後の市場活性化に向けて、より遊びやすく独自性のあるゲーム性を備えた遊技機の創出が求められており、改正規則に則した遊技機の開発を積極的に進めております。

かかる状況下で当社は、顧客であるパチンコホールの「集客貢献」を行う方針のもと販売活動を行いました。パチスロ機においては、現在市場でも圧倒的な人気の「アナザーゴッドハーデス-奪われたZEUSver.-」の最新作である『アナザーゴッドハーデス-冥王召喚-』、名機復活シリーズとして『アレックス』等の販売を行いました。パチンコ機においては、パチスロ市場でも高い人気を誇るバジリスクシリーズを用いたパチンコ機『CRバジリスク～甲賀忍法帖～弦之介の章』、GODシリーズ最新作である『CRミリオンゴッド デイセント』等の市場投入を行いました。

【統合型リゾート(IR)事業】

当連結会計年度における統合型リゾート(IR)事業の売上高⁽¹⁾は48,939百万円、営業損失は6,206百万円となりました。

また、当連結会計年度における統合型リゾート(IR)事業の調整後EBITDA⁽²⁾は4,088百万円となり、各四半期の調整後EBITDAは年間を通じて成長し続けました。

統合型リゾート施設「オカダ・マニラ」では、ホテル客室やレストランといった稼働施設の拡張、VIPカジノエリアのオープン、大手ジャンケット⁽³⁾の運営開始、マス向けマーケティング施策の実施等の効果により、売上高は大きく増加しました。2018年のフィリピン・カジノ市場は年率13%増という他国では見られない高い成長率を継続していますが、その中でも、統合型リゾートとしての追加施設がオープンし、施設規模及びサービス品質の両面において差別化してきたオカダ・マニラのマーケットシェアは大きく拡大しました。

ホテル稼働率は98.3%と年間を通じて高い水準を維持しました。タワーAのホテル客室は第4四半期中に全室オープンし、より多くのゲストにこのエンターテインメント・リゾート施設を体験していただく環境が整いました。

さらに、第4四半期には、マニラ湾を望む3万平方メートルの広大な庭園「ザ・ガーデン」や、カジノフロア内でライブミュージックを楽しめるエンターテインメント・バー「ザ・コーラル・ラウンジ」が新たにオープンしました。これらの影響もあり、月間来場者数は過去最高を更新し続けています。

- (1) 売上高は、総売上高からゲーミング税及びジャックポット費用を控除したものです。
- (2) 調整後EBITDA = 営業損益 + 減価償却費及び償却費 + その他の調整項目
- (3) ジャンケットとは、VIPプレーヤー個人やVIP団体客をカジノに集客する中間業者のこと。カジノホテルは、VIPカジノルームの一部をジャンケットに対して貸し出します。

【その他】

当連結会計年度におけるその他の売上高は1,722百万円、営業利益は972百万円となりました。

メディアコンテンツ事業においては、『SLOTギルティクラウン』『CRバジリスク～甲賀忍法帖～弦之介の章』など4本のシミュレーターアプリをApp Store・Google Playにて配信いたしました。また、市場で高稼働を続けているパチスロ機『バジリスク～甲賀忍法帖～絆』のシミュレーターアプリにおいて、各種機能を追加した大型アップデートを行い、ユーザーの皆様から好評をいただいております。

さらに新たな取り組みとして、ビデオスロットをメインにしたソーシャルゲーム「スロットストリート」をアメリカ・カナダ・オーストラリアで配信いたしました。

【当社グループの売上高内訳】

単位：百万円

事業別名称	第45期 2017年度	第46期 2018年度	増減額	増減率
遊技機事業	50,346	42,368	－	－%
統合型リゾート（IR）事業	16,051	48,939	－	－%
その他	1,918	1,722	－	－%
合計	68,316	93,030	－	－%

(注) 1. 上記、当社グループの売上高内訳については、開示上のセグメント間の取引を相殺消去しております。
2. 第45期（前連結会計年度）は、決算期変更により2017年4月1日から2017年12月31日までの9ヶ月となっております。そのため、増減額及び増減率の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、フィリピンでのカジノリゾートプロジェクトに係る建設工事等のため、447億円の設備投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループが行った資金調達のうち主要なものは、私募債の発行による665億円等であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2018年7月19日付で、連結子会社である株式会社ミズホ、持分法適用関連会社である日本アマューズメント放送株式会社の株式を追加取得いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第43期 (2015年度)	第44期 (2016年度)	第45期 (2017年度)	第46期 (2018年度)
売上高(百万円)	91,709	111,187	68,546	93,267
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	22,343	27,036	△12,829	67,232
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	15,661	18,629	△13,426	161,168
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	213.41	252.66	△170.18	2,037.75
総資産(百万円)	369,580	568,635	543,747	510,677
純資産(百万円)	229,072	259,990	230,945	375,063

(注) 第45期(前連結会計年度)は、決算期変更により2017年4月1日から2017年12月31日までの9ヶ月となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

名 称	資 本 金	当社に対する 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Okada Holdings L i m i t e d	9,362,968千HK\$	68.9 %	有価証券投資等

(注) 当社は、自己株式1,186,716株を保有しておりますが、出資比率は自己株式1,186,716株を控除して計算しております。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) メ ー シ ー	20百万円	100.0 %	遊技機器の製造
(株) エ レ コ	10百万円	100.0 %	遊技機器の製造
(株) ミ ズ ホ	10百万円	100.0 %	遊技機器の製造
(株) ア ク ロ ス	5百万円	100.0 %	遊技機器の製造
(株)ユニバーサルプロス	5百万円	100.0 %	遊技機器の製造
TIGER RESORT,LEISURE AND ENTERTAINMENT,INC.	8,699,745千PHP	99.9 %	OKADA MANILA運営
Tiger Resort Asia Limited	14,638,663千HK \$	100.0 %	海外事業の推進
KO Dining Group Limited	1HK \$	100.0 %	レストラン運営事業
Brontia Limited	1,280,191千HK \$	100.0 %	土地保有会社への投資
Pananiao Limited	19,811千HK \$	100.0 %	投資事業
Aruze USA, Inc.	10US \$	100.0 %	有価証券投資等
ARUZE Investment Co.,Ltd.	4,000千Riels	49.0 %	観光関連

(注) 1. ARUZE Investment Co.,Ltd.に対する出資比率は、当社の子会社であるAruze USA, Inc.による出資比率であります。

2. TIGER RESORT,LEISURE AND ENTERTAINMENT,INC.、Brontia Limited、及びPananiao Limitedに対する出資比率は、当社の子会社であるTiger Resort Asia Limitedによる出資比率であります。

(4) 対処すべき課題

①遊技機事業

国内のパチスロ・パチンコ機の規制強化の影響として2018年2月1日より「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則」が施行されましたが、改正規則に対応した遊技機の市場導入も始まっており、改正規則や自主規制に対応した遊技機は市場活性化への注目が集まっております。このような環境変化は市場への影響が高いものの、同時に各メーカーにとっては新たな販売機会となると考えます。当社は、改正規則機への技術対応と生産体制の活用をもって、引き続きホール経営への貢献度の高い遊技機の提供を行ってまいります。

②特許戦略

かねてから当社グループは、知的財産の創出と保護の重要性を認識し、特許申請書類の標準化などによって、より多くの優れた発明の権利化のための仕組み作りを進めてまいりました。また、それぞれの発明を技術分野ごとに取りまとめて出願する体制を確立することにより、申請書類の内容を充実させ、出願数に対する登録数の割合の向上を図ってまいりました。

当社が取得した特許及び特許出願中の技術は、他社と比較しても極めて有効で実利的な内容であり、これらを最大限自社製品の開発に活かし、製品付加価値を向上させることで、他社製品と技術面での差別化を図り、当社グループの事業における優位性を確保してまいります。さらに、特許ライセンス収入の確保を目的とした、特許活用戦略及び権利侵害に対する権利行使を強力に推進してまいります。

③統合型リゾート(IR)事業

当社グループが運営する統合型リゾート施設「オカダ・マニラ」につきましては、最高級のホテル、国内外からの全てのお客様にご満足していただけるように、世界各国の料理を提供するファインダイニング、高級商業施設、世界最大級のマルチカラーの演出による噴水「ザ・ファウンテン」、東南アジア最大級のナイトクラブやビーチクラブを有する全天候ドーム型施設「コーブ・マニラ」等の施設を完備しており、全てのお客様に最高級の“非日常”を提供し続けることを目指しております。

現在、ホテル客室数の提供増等に注力しておりますが、今後も、VIP専用カジノを含むゲーミングエリアの拡充やレストランやショッピングモールの整備により、入場者数、宿泊者数の増大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

主 要 事 業	主 要 製 品 ・ 事 業 内 容
遊 技 機 事 業	パチスロ・パチンコ及び周辺機器等の研究、開発、製造及び販売事業
統合型リゾート(IR)事業	カジノ、ホテル、飲食、リテイル&リーシング、エンターテインメント及び不動産開発等の事業
そ の 他	メディアコンテンツ事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2018年12月31日現在)

① 当社

- ・本社 東京都江東区
- ・営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
北海道営業所	札幌市中央区	名古屋営業所	名古屋市東区
盛岡営業所	岩手県盛岡市	金沢営業所	石川県金沢市
仙台営業所	仙台市宮城野区	大阪営業所	大阪市西区
北関東営業所	栃木県宇都宮市	神戸営業所	神戸市中央区
新潟営業所	新潟市中央区	岡山営業所	岡山市北区
長野営業所	長野県長野市	広島営業所	広島市南区
埼玉営業所	さいたま市大宮区	四国営業所	愛媛県松山市
東京営業所	東京都江東区	九州営業所	福岡市博多区
厚木営業所	神奈川県厚木市	南九州営業所	鹿児島県鹿児島市
静岡営業所	静岡市駿河区		

・工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
四街道工場	千葉県四街道市	小山工場	栃木県小山市

② 子会社
(国内)

社名	所在地
(株) メーシー	本社：東京都江東区 工場：千葉県四街道市
(株) エレコ	本社：東京都江東区 工場：千葉県四街道市
(株) ミズホ	本社：東京都江東区 工場：千葉県四街道市
(株) アクロス	本社：東京都江東区 工場：栃木県小山市
(株) ユニバーサルプロス	本社：東京都江東区 工場：栃木県小山市

(海外)

社名	所在地
TIGER RESORT,LEISURE AND ENTERTAINMENT,INC.	フィリピン
Tiger Resort Asia Limited	中国（香港）
KO Dining Group Limited	中国（香港）
Brontia Limited	中国（香港）
Pananio Limited	中国（香港）
Aruze USA, Inc.	アメリカ
ARUZE Investment Co.,Ltd.	カンボジア

(7) 使用人の状況 (2018年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末 比増減
遊技機事業	776名	42名減
統合型リゾート(IR)事業	6,865名	818名増
その他	33名	1名減
全社(共通)	192名	4名減
合計	7,866名	771名増

(注) 使用人数には役員、契約社員、派遣社員、パート及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
980名	44名減	40歳5ヶ月	9年2ヶ月

(注) 使用人数には役員、契約社員、派遣社員、パート及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年12月31日現在)

借入先	借入額
Asia United Bank Corporation	8,573百万円
B D O U N I B A N K , I N C .	5,508百万円
株式会社新生銀行	1,500百万円
日本アミューズメント放送株式会社	600百万円
株式会社足利銀行	500百万円
株式会社東京スター銀行	165百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

〔元役員に対する責任追及等〕

2017年8月30日に開示した特別調査委員会の調査結果を受けて、当社グループは、民事責任及び刑事責任の両面から、岡田和生氏に対する責任追及を進めております。

民事責任の追及に関しては、当社及び当社子会社であるTiger Resort Asia Limitedが提起した岡田和生氏を被告とする損害賠償請求訴訟が、現在、東京地方裁判所及び香港特別行政区高等法院にそれぞれ係属しております。これらの訴訟は、当社グループが岡田和生氏の不正行為により被った損害の回復を図ることを目的とするものです。また、2018年4月2日に開示したとおり、当社の元連結子会社であるAruze Gaming America,Inc.（以下「AGA」といいます。）が、当社の保有するゲーミング機器に関する特許を違法に使用し、米国においてゲーミング機器の販売を行っていたこと及び岡田和生氏がこれに関与していたことが明らかとなりました。そのため、当社は、2018年3月30日、当社を原告、AGA及び岡田和生氏を被告とする特許権侵害訴訟を米国ネバダ州地方裁判所に提起し、特許権侵害を理由とする損害賠償請求を行っております。

さらに、刑事責任の追及に関して、当社グループは、各国の捜査当局に対する刑事告訴、刑事告発等を行ってまいりました。2018年8月6日に開示したとおり、岡田和生氏は、2018年8月頃に、中華人民共和国香港特別行政区の汚職取締り機関である、Hong Kong Independent Commission Against Corruptionに複数の賄賂に関する容疑で逮捕され、その後、保釈されました。また、2019年1月7日に開示したとおり、岡田和生氏は、2018年12月頃に、フィリピン共和国の検察当局に当社子会社であるTiger Resorts Leisure & Entertainment,Inc.の役員報酬等を不正に取得した容疑で起訴され、2019年1月4日付けで同国のパラニャーケ地方裁判所から逮捕状が発出されました。

当社グループは、今後も、各国の捜査当局の捜査に必要な協力を行うとともに、引き続き、岡田和生氏に対し、毅然とした対応をとってまいります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2018年12月31日現在)

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 324,820,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 80,195,000株(自己株式1,186,716株を含む) |
| ③ 株主数 | 10,126名(前期末比772名増) |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
O k a d a H o l d i n g s L i m i t e d	54,452 ^{千株}	68.91 %
横 塚 ヒ ロ 子	2,355	2.98
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,838	2.32
JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	1,584	2.00
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	1,384	1.75
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,115	1.41
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	950	1.20
富 士 本 淳	658	0.83
大 下 悟	620	0.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	501	0.63

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,186,716株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式1,186,716株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	2017年9月21日	
新株予約権の数	3,100個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 310,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	1個当たり8,000円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり446,300円 (1株当たり4,463円)	
権利行使期間	2020年4月1日から 2024年10月5日まで	
行使の条件	(注)	
役員保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数：2,500個 ・目的となる株式数：250,000株 ・保有者数：4名
	社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数：600個 ・目的となる株式数：60,000株 ・保有者数：3名

- (注) 1. 新株予約権者は、下記 (i) または (ii) のいずれかの条件を満たした場合に限り、本新株予約権の全部または一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (i) 2018年12月期及び2019年12月期の経常利益（監査済みの当社連結損益計算書または損益計算書の経常利益をいう。以下同じ。）が次の各号に定める全ての条件を達成している場合。
- (a) 2018年12月期の経常利益が300億円を超過していること。
- (b) 2019年12月期の経常利益が320億円を超過していること。
- (ii) 2018年12月期及び2019年12月期の経常利益の累積額が800億円を超過した場合。
2. 新株予約権者は、上記1に加え、本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額の130%以上となった時点よりも後に限り、本新株予約権を行使することができる。
3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他の正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合、その他法令に違反する場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2018年12月31日現在)

<取締役及び監査役>

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	富士本 淳	国内事業統括 兼 CEO 兼 CIO 日本将棋ネットワーク(株) 取締役
取 締 役	徳 田 一	経営企画担当、海外事業管理担当 兼 COO (株)有明電算センター 取締役 TIGER RESORT,LEISURE AND ENTERTAINMENT,INC. 取締役
取 締 役	岡 田 幸 子	岡田美術館担当、海外事業管理担当 (補佐) TIGER RESORT,LEISURE AND ENTERTAINMENT,INC. 取締役 Tiger Resort Asia Limited 取締役
取 締 役	麻 野 憲 志	管理本部担当 兼 CFO TIGER RESORT,LEISURE AND ENTERTAINMENT,INC. 取締役 Tiger Resort Asia Limited 取締役 KO Dining Group Limited 取締役 Brontia Limited 取締役 Pananio Limited 取締役
取 締 役	神 垣 清 水	日比谷総合法律事務所 弁護士
取 締 役	大 谷 禎 男	桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士
取 締 役	宮 永 雅 好	東京理科大学大学院経営学研究科 教授
常 勤 監 査 役	市 倉 信 義	市倉税理士事務所 所長
監 査 役	鈴 木 誠	鈴木誠公認会計士・税理士事務所 所長
監 査 役	金 子 彰 良	仰星監査法人社員 MCS業務推進室長

- (注) 1. 取締役神垣清水氏、大谷禎男氏及び宮永雅好氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役市倉信義氏、鈴木誠氏及び金子彰良氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役市倉信義氏は税理士、鈴木誠氏は公認会計士及び税理士、金子彰良氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役神垣清水氏、大谷禎男氏及び宮永雅好氏、並びに社外監査役市倉信義氏、鈴木誠氏及び金子彰良氏を、それぞれ東京証券取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

・当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 (うち社外取締役)	7名 (3)	1,245百万円 (64)
監 (うち社外監査役)	3名 (3)	28百万円 (28)
合 計	10名	1,273百万円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において、取締役は、年額20億円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内）と決議いただいております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、1998年3月26日開催の臨時株主総会において、監査役は、年額1億円以内と決議いただいております。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当事業年度では該当ありません。

④ 社外役員に関する事項（2018年12月31日現在）

1) 社外取締役の兼務の状況

氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
神 垣 清 水	日比谷総合法律事務所 弁護士	特別の関係はありません。
大 谷 禎 男	桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士	特別の関係はありません。
宮 永 雅 好	東京理科大学大学院経営学研究科 教授	特別の関係はありません。

2) 社外監査役の兼務の状況

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
市倉信義	市倉税理士事務所 所長	特別の関係はありません。
鈴木誠	鈴木誠公認会計士・税理士事務所 所長	特別の関係はありません。
金子彰良	仰星監査法人社員 MCS業務推進室長	特別の関係はありません。

3) 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
神垣清水	取締役	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
大谷禎男	取締役	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
宮永雅好	取締役	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席し、主に経営学、企業財務の専門的見地から発言を行っております。
市倉信義	監査役	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席、また監査役会においても25回のうち全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
鈴木誠	監査役	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席、また監査役会においても25回中24回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
金子彰良	監査役	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席、また監査役会においても25回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

UHY東京監査法人

② 報酬等の額

										支	払	額	合	計
当	事	業	年	度	に	係	る	会	計					
監	査	人	の	報	酬	等	の	の	額					92百万円
当	社	及	び	子	会	社	が	支	払					
う	上	き	の	金	銭	の	他	の	財					97百万円
産				利	益	の	合	計	額					

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の連結子会社であるTIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT,INC.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人（UHY東京監査法人）に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」（コンフォートレター）作成業務の対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ企業の役職員が、法令及び定款に適合した行動をとるために遵守すべき行動規範となるビジネス倫理ガイドラインを定める。
 - (2) 米国のゲーミング規制当局からの厳格なコンプライアンスの要求に対応するゲーミングコンプライアンス規程を制定し、この規程を遵守する経営を実践する。
 - (3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、また遅滞なく取締役会において報告するものとする。
 - (4) 監査役は、独立した立場から、取締役等の執行する業務の適正が確保されているかを監査する。
 - (5) 内部監査部門として執行部門から完全に独立した内部監査室を設置する。
2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係わる情報について、文書管理規程、情報管理規程により、その保存管理及び情報セキュリティ管理の取扱を定める。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業活動に伴う各種リスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクに対応する管理責任体制を整備する。
 - (2) リスク管理体制の基礎として、リスク管理要領を定め、その損失の極小化を図るためにリスク予防を重点として継続的に個々のリスクに対応する管理の体制を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、取締役会規程、執行役員規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。
 - (2) 取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、月1回定例の取締役会その他、月2回常勤取締役及び執行役員並びに担当管理職で構成する本部長会議を開催し、取締役の効率的な職務の執行を確保する体制を完備している。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ企業は当社監査役及び内部監査部門の監査を受入れ、内部統制の確立を図るとともに、グループ企業ごとに利益計画を策定し、進捗状況について定期的にレビューし、その結果を経営の適正化に向けフィードバックする。

- (2) 当社及びグループ企業間で積極的な人的交流を行い、グループ企業各社との情報の交換及び連携体制を確立するものとする。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役の職務の支援のために監査役会事務局を設置し、その事務局の任にあたる者（以下、「補助使用人」という）を置く。
- (2) 補助使用人の人事異動や処遇については、監査役会の同意を得て行う。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役は、取締役会の他、本部長会等の重要な審議・決議の場に出席し報告を受ける。
- (2) 従業員は、法令、または定款違反の事実、著しく不合理な業務執行、その他これらに準ずる事項を発見した場合、すみやかに監査役に報告するものとし、監査役が報告等を求めた場合、従業員はこれに従わなければならない。
8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役へ報告を行った当社及びグループ企業の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止している。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、必要に応じ当社の費用において（法律上認められる金額の範囲内で）社外の専門家を利用することができる。
- (2) 取締役及び担当管理職その他の従業員は、監査役の監査に協力しなければならない。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (1) 当社及びグループ企業は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動指針に定める。
- (2) 反社会的勢力からの不当な要求等があった際は、顧問弁護士へ逐一相談を行うこととする。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、金融商品取引法及び関連法令に従い、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係わる内部統制の体制を整備し、運用する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない、3名の社外取締役がその全てに出席いたしました。また、監査役会は、25回開催されました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換の場を設け、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	94,111	流 動 負 債	64,620
現金及び預金	46,076	支払手形及び買掛金	6,653
受取手形及び売掛金	10,381	短期借入金	16,846
有価証券	2	未払金	12,781
商品及び製品	1,186	未払費用	17,599
仕掛品	8,361	未払法人税等	119
原材料及び貯蔵品	13,628	賞与引当金	78
その他	14,961	その他	10,541
貸倒引当金	△486	固 定 負 債	70,993
固 定 資 産	415,901	社 債	65,511
有形固定資産	359,619	退職給付に係る負債	116
建物及び構築物	230,983	繰延税金負債	1,134
機械装置及び運搬具	29,263	その他	4,230
リース資産	3,427	負 債 合 計	135,613
土地	7,171	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	82,757	株 主 資 本	393,589
その他	6,016	資 本 金	98
無形固定資産	2,388	資本剰余金	18,831
その他	2,388	利益剰余金	377,424
投資その他の資産	53,893	自己株式	△2,764
投資有価証券	10,979	その他の包括利益累計額	△18,602
長期預け金	6,801	その他有価証券評価差額金	△719
関係会社長期預け金	26,727	為替換算調整勘定	△17,928
繰延税金資産	3,055	退職給付に係る調整累計額	45
その他	7,052	新 株 予 約 権	76
貸倒引当金	△723	純 資 産 合 計	375,063
繰 延 資 産	663	負 債 ・ 純 資 産 合 計	510,677
資 産 合 計	510,677		

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		93,267
売上原価		54,026
販売費及び一般管理費		39,240
営業外収益		57,212
受取配当金	74,761	△17,972
受取利益	18	
受取配当金	6,548	
受取配当金	2,795	
受取配当金	3,394	87,518
受取配当金		
受取配当金	820	
受取配当金	760	
受取配当金	675	
受取配当金	56	2,313
受取配当金		67,232
受取配当金	10	
受取配当金	158,796	
受取配当金	69	158,877
受取配当金		
受取配当金	15	
受取配当金	42	
受取配当金	4,693	
受取配当金	7,440	
受取配当金	2,836	
受取配当金	1,292	16,319
受取配当金		209,790
受取配当金	50,037	
受取配当金	△1,066	48,971
受取配当金		160,818
受取配当金		△349
受取配当金		161,168

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年1月1日残高	98	20,087	216,255	△2,654	233,786
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			161,168		161,168
自己株式の取得				△777	△777
自己株式の処分		176		667	844
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,432			△1,432
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△1,255	161,168	△109	159,802
2018年12月31日残高	98	18,831	377,424	△2,764	393,589

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
2018年1月1日残高	△581	△1,789	5	△2,365	107	△582	230,945
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益							161,168
自己株式の取得							△777
自己株式の処分							844
非支配株主との取引に係る親会社持分変動							△1,432
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△138	△16,138	40	△16,236	△31	582	△15,685
連結会計年度中の変動額合計	△138	△16,138	40	△16,236	△31	582	144,117
2018年12月31日残高	△719	△17,928	45	△18,602	76	-	375,063

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	69,040	流動負債	20,925
現金及び預金	25,629	支払手形	2,843
受取手形	1,198	買掛金	3,700
売掛金	12,577	短期借入金	9,695
商品及び製品	87	未払金	2,496
仕掛品	8,361	未払費用	826
材料及び貯蔵品	13,486	未払法人税等	40
前渡金	4,172	賞与引当金	76
前払費用	526	その他	1,247
その他の引当金	3,025	固定負債	70,561
貸倒引当金	△24	社債	65,511
固定資産	400,479	長期リース債務	2,429
有形固定資産	23,332	繰延税金負債	1,134
建物	8,665	資産除去債務	395
構築物	686	その他	1,091
機械及び装置	2,274	負債合計	91,487
リース資産	3,002	純資産の部	
工具、器具及び備品	2,792	株主資本	378,629
土地	5,889	資本金	98
建設仮勘定	5	資本剰余金	20,264
その他	16	資本準備金	7,503
無形固定資産	950	その他資本剰余金	12,761
ソフトウェア	616	利益剰余金	361,031
その他	334	利益準備金	861
投資その他の資産	376,196	その他利益剰余金	360,170
投資有価証券	81	別途積立金	90,000
関係会社株式	225,746	繰越利益剰余金	270,170
関係会社長期替金	130,336	自己株式	△2,764
長期預け金	2,673	評価・換算差額等	△9
関係会社長期預け金	12,921	その他有価証券評価差額金	△9
その他の引当金	4,743	新株予約権	76
貸倒引当金	△306	純資産合計	378,696
繰延資産	663	負債・純資産合計	470,183
資産合計	470,183		

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	44,602
売上原価	31,066
売上総利益	13,535
販売費及び一般管理費	24,383
営業外収益	△10,848
受取利息	46
受取配当金	235,417
受取替の差	6,109
営業外費用	303
支社債発行の利	344
支社債発行の利息	5,914
支社債発行の費用	310
支社債発行の他	92
支社債発行の他	5
経常利益	6,668
特別利益	224,360
固定資産売却益	10
株予約権戻入	10
その他	0
特別損失	15
固定資産除売却損	7,440
たな卸資産評価損	4,693
社債償還損	2,836
訴訟関連損	42
減損	15,026
税引前当期純利益	209,354
法人税、住民税及び事業税	37
法人税等調整額	522
当期純利益	208,794

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 余 剰	他 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
別 積	立 途	繰 越	利 益						
2018年1月1日残高	98	7,503	12,584	20,087	861	90,000	61,375	152,237	
事業年度中の変動額									
当期純利益							208,794	208,794	
自己株式の取得									
自己株式の処分			176	176					
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	176	176	-	-	208,794	208,794	
2018年12月31日残高	98	7,503	12,761	20,264	861	90,000	270,170	361,031	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2018年1月1日残高	△2,654	169,768	5	5	107	169,880
事業年度中の変動額						
当期純利益		208,794				208,794
自己株式の取得	△777	△777				△777
自己株式の処分	667	844				844
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)			△14	△14	△31	△45
事業年度中の変動額合計	△109	208,861	△14	△14	△31	208,815
2018年12月31日残高	△2,764	378,629	△9	△9	76	378,696

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月26日

株式会社ユニバーサルエンターテインメント

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	若 槻 明	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	片 岡 嘉 徳	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	安 河 内 明	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニバーサルエンターテインメントの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニバーサルエンターテインメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載のとおり、会社は2018年3月8日（米国現地時間）に、ウィン・リゾーツ社との間で和解契約を締結し、当該和解契約に基づき、ウィン・リゾーツ社の発行した長期受取手形の額面に係る入金額と、投資有価証券として計上してきたウィン・リゾーツ社株式の取得原価との差額158,796百万円を、和解による株式償還差益として連結損益計算書の特別利益に計上している。また、当該和解契約に基づき、ウィン・リゾーツ社が発行した長期受取手形に対する受取利息として裁判所事務官の信託口座に発行してきた6年分の利息小切手に、会社グループが主張する市場金利に基づいて算定した場合の利息のみとの差額を加えた合計74,471百万円を、財務収益であるため受取利息として連結損益計算書の営業外収益に計上している。加えて関連する訴訟費用2,836百万円を、連結損益計算書の特別損失として計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月26日

株式会社ユニバーサルエンターテインメント

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	若槻	明	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	片岡	嘉徳	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	安河内	明	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニバーサルエンターテインメントの2018年1月1日から2018年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画書等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画書等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、国内子会社については取締役と、主要な国外子会社については取締役及び監査委員等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また子会社取締役、監査委員、内部監査部門、従業員等から必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月26日

株式会社ユニバーサルエンターテインメント 監査役会

社外監査役 市倉信義 ⑩
(常勤監査役)

社外監査役 鈴木 誠 ⑩

社外監査役 金子彰良 ⑩

以上

株主総会会場のご案内

- 会場 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場 地下1階 パレロワイヤル
(旧: ホテル グランパシフィック LE DAIBA)
電話 03-5500-6711 (代表)
- 最寄駅 ・ゆりかもめ「台場」駅下車 徒歩1分
・りんかい線「東京テレポート」駅下車 出口B 徒歩10分

